



Title	宮澤弘幸・レーン夫妻軍機保護法違反冤罪事件再考：北海道大学所蔵史料を中心に
Author(s)	逸見, 勝亮
Citation	北海道大学大学文書館年報 = Annual Report of Hokkaido University Archives, 5: 109-132
Issue Date	2010-03-19
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/43172
Type	bulletin (article)
Note	調査報告
File Information	ARHUA5_006.pdf



[Instructions for use](#)

< 調査報告 >

宮澤弘幸・レーン夫妻軍機保護法違反冤罪事件再考

—— 北海道大学所蔵史料を中心に ——

逸見 勝亮

はじめに

特別高等警察は、1941年12月8日、北海道帝国大学工学部電気工学科2年宮澤弘幸と、米国人でそれぞれ北海道帝国大学予科英語教師と講師であったハロルド・メシー・レーン、ポーリン・ローランド・レーン夫妻を逮捕して、極刑に処した。「宮澤弘幸・レーン夫妻軍機保護法違反冤罪事件」（以下「宮澤・レーン冤罪事件」と略記）¹⁾である。この事件が冤罪であることを広範囲の人々に知らせたのは、以下のような著作をものした弁護士上田誠吉（1926～2009）である。

- ①『戦争と国家機密法』イクォリティ、1986
- ②『ある北大生の受難——国家機密法の爪痕』朝日新聞社、1987
- ③『人間の絆を求めて——国家機密法の周辺』花伝社、1988

上田誠吉は、国家機密法の企てを阻止する意図で果敢に取り組んだ『戦争と国家機密法』で、宮澤弘幸の逮捕は冤罪であると指摘した。この著作を通じて上田誠吉は宮澤弘幸の遺族と知り合った。遺族との交流に駆り立てられるように、大審院判決の所在を突き止め、関係者への聴き取りを精力的に行い、『ある北大生の受難——国家機密法の爪痕』を編んだ。『人間の絆を求めて——国家機密法の周辺』では、巧まずして事件後40数年を経て、宮澤弘幸・レーン夫妻に縁あるひとびとの邂逅にまで連なる過程が記される。国家権力が破壊したひとびとの絆を、事実の究明が回復したのである。『ある北大生の受難——国家機密法の爪痕』、『人間の絆を求めて——国家機密法の周辺』は、ともに名著である。

「宮澤・レーン冤罪事件」の詳細は、上記著作をひもといってもらうしかないが、3人の逮捕が冤罪たる所以は、宮澤弘幸が「探知」してレーン夫妻に伝えたという軍事機密は、既にいずれも公知の事実であり、レーン夫妻が宮澤弘幸からの伝聞を米国大使館駐在武官に伝えたというのも虚偽である、という点につきる。

上田誠吉の著作によって「宮澤・レーン冤罪事件」の概要を述べておく。

1. 1941年12月8日、日米開戦を伝える午前7時のラジオ臨時ニュースを聴いた宮澤弘幸は、北海道帝国大学構内の外国人教師官舎（北12条西5丁目）にレーン夫妻を訪ねた直後に、構内で特高に逮捕された。その直後に、自宅でレーン夫妻と女中の石上シゲも逮

捕された。午後工学部家宅搜索。宮澤弘幸は札幌、夕張、江別警察署で「逆さ吊り」拷問と取り調べを受けた。

2. 1942年3月25日、宮澤弘幸は札幌地方裁判所検事局に送られ、4月9日に起訴された。
3. 1942年12月16日、札幌地方裁判所は軍機保護法違反だとして、宮澤弘幸に懲役15年の判決を下した。上告したが、大審院は1943年5月27日、上告棄却判決。北海道網走刑務所で服役。
4. 1942年12月14日、札幌地方裁判所は軍機保護法違反だとして、ハロルド・レーンに懲役15年の判決を下した。上告したが、大審院は1943年6月11日、上告棄却判決。札幌大通拘置所・苗穂刑務所で服役。同年9月に交換船で帰米。
5. 1942年12月21日、札幌地方裁判所は軍機保護法違反だとして、ポーリン・レーンに懲役12年の判決を下した。上告したが、大審院は1943年5月5日、上告棄却判決。札幌大通拘置所・苗穂刑務所で服役。同年9月に夫とともに交換船で帰米。
6. 宮澤弘幸は1945年には栄養失調と結核で病舎へ移動、同年6月に網走刑務所から宮城刑務所（仙台）へ移送された。
7. 1945年10月4日 GHQ 覚書にもとづき、宮澤弘幸は1945年10月10日、宮城刑務所から釈放。1946年12月末に咯血し、1947年2月22日に東京で死去。
8. 1951年4月1日付で、ハロルド・レーンは英語担当外国人教師としてポーリン・レーンを伴って北大に復帰。ハロルド・レーンは1963年8月7日に札幌で死去。ポーリン・レーンは1966年7月16日に札幌で死去。

本稿の目的は、「宮澤・レーン冤罪事件」にかかわる北海道大学所蔵史料を紹介し、可能ならば北海道帝国大学・北海道大学（以下北大と略記する場合がある）の「対応」を明らかにすることである。上田誠吉の文献博捜——白眉は大審院判決記録の発掘と一審判決の「復元」である——と関係者への聴き取りには瞠目させられるが、北海道大学所蔵史料には言及していない。したがって、上田誠吉の著作に付け加えることは乏しいとしても、関連する学内公文書史料を紹介する意義は小さくない。また、経緯と背景も上田誠吉の著作によるとしても、「宮澤・レーン冤罪事件」に対する北大の「対応」を明らかにすることは、北海道大学史研究の課題である。従来、「宮澤・レーン冤罪事件」に関する北海道大学所蔵史料の調査は、いかなる立場からも行なわれた形跡は認められない。少なくとも、このような状況だけは脱却しておかなければならない²⁾。

I 北海道大学周年記念沿革史などにおける「宮澤・レーン冤罪事件」に関する記述

煩をいとわず、北海道大学周年記念沿革史などにおける「宮澤・レーン冤罪事件」に関する記述を抜粋して確認しておこう。

1. 『北海道大学創基八十年史』（1965）

- ①「文部省では二十六年四月から全国新制大学に語学のため三十五名の米人教師を配属させることになり、本学には、大正十二年（一九二三）以来予科講師として勤務し、太平洋戦争の勃発によって強制帰国を命ぜられていたハロルド・M・レーンが復帰することになった。これに対して職員、学生の一部は占領軍による教育干渉の憂ありとし、それだけの財政的余裕があればもっと研究施設を充実させるべきだと反対したが、レーンその人に対する反対ではなく、単なる教授だけで学校の行政に参加せしめないことが明かになるとむしろ歓迎された。」（275頁）
- ②「予科講師ハロルド・M・レーン（Harold M. Lane）帰国。」（375頁、「北海道大学沿革年表」1942年7月24日の条）
- ③「ハロルド・M・レーン講師着任する（昭和十七年七月二十四日帰国）。」（385頁、「北海道大学沿革年表」1951年4月17日の条）

2. 『北大百年史 部局史』（1980）

- ①「一九二一年（大正十）以来予科の英語教師であったハロルド・M・レーンはスパイ容疑者とされた。結局、一九四二年（昭和一七）七月、交換船で帰国する。札幌駅ホームでは、予科生がストームを演じて先生の帰国を惜しんだ（一九五一年四月再び着任）。」（32頁）
- ②「英語外国人教師ハロルド・M・レーン夫妻帰国」（62頁、「予科年表」1942年7月の条）

3. 『北大百年史 通説』（1982）

- ①「スパイの容疑で収監されていた予科英語教師ハロルド・M・レーン夫妻が、交換船で強制送還された。」（58頁、「年表」1942年7月の条）
- ②「元予科英語教師ハロルド・M・レーンの再就任が決定し、一時学生が反対を唱えるなどの動きがあった。」（73頁、「年表」1951年3月の条）

4. 『北大の125年』（2001）

- ①「……特高の犠牲として、おそらく最も悲劇的であったのがレーン・宮沢事件であろう。真珠湾攻撃が報じられた1941年12月8日午前、工学部学生宮沢弘幸、外国人教師ハロルド・レーン、ポーリン・レーン夫妻が軍機保護法違反の容疑で逮捕され、宮沢、ハロルドは懲役15年、ポーリンは懲役13年の判決を受け服役した。レーン夫妻を中心にヘルマン・ヘッカー（北大予科）、太黒マチルド（小樽高商）らの外国人教師と留学生、日本人学生が『ソシエテ・デュ・クール』（心の会）をつくり、戦時下においても人間的かつ文化的な交流を続けていた。また、宮沢は大の旅行好きで、満州、樺太、千島方面などを旅行していた。検察は、宮沢がレーン夫妻

の求めに応じ、各種軍事機密を探り提供したと決めつけた。そのひとつに挙げられた根室の海軍飛行場の存在は、31年リンドバーグの太平洋横断後の着陸地として世界中に報道されていたという。服役中、レーン夫妻は在米日本人と交換に43年9月に釈放・送還されたが、宮沢は獄中で衰弱し、戦後に釈放されたが、間もなく帰らぬ人となった。」(54頁)

5. 『写真集北大125年』(2001)

①宮澤弘幸「戦車を習ふ」「満洲を巡りて」(それぞれ1940年12月17日、1941年6月10日『北海道帝国大学新聞])、「近日中に講義開始」とレーン再来日を報じた1951年4月20日『北海道大学新聞』の画像を登載。(174頁)

ただし、見出し以外の判読は困難である。

②「1941年12月8日、日米開戦と同時に工学部生宮澤弘幸と予科教師H.レーンがスパイ容疑で検挙された。強制送還されたレーン夫妻は戦後再来日するが、懲役15年の宮澤は敗戦直後、獄中生活がもとで病死した。この冤罪事件はレーン・宮澤事件といわれる。」(174頁、①のキャプション)

6. 『北大百二十五年史 論文・資料編』(2003)

①「スパイの容疑で収監されていた予科英語教師ハロルド・M・レーン夫妻が、交換船で強制送還された。」(1036頁、「年表」1942年7月の条)

②「元予科英語教師ハロルド・M・レーンの再就任が決定し、一時学生が反対を唱えるなどの動きがあった。」(1021頁、「年表」1951年3月の条)

これらが北海道大学周年記念沿革史などにおける記述のすべてである³⁾。一読して明らかのように、3種類の北海道大学「正史」には、レーン夫妻の強制送還と再来日の記述があるのみである。そればかりか、強制帰国理由と帰国時期に関する記述は、それぞれ「太平洋戦争の勃発によって強制帰国を命ぜられ……」(『北海道大学創基八十年史])、「一九四二年(昭和一七)七月、交換船で帰国」(『北大百年史 部局史])と誤ってさえいた。一方、宮澤弘幸に関する記述は一切ない。また、宮澤弘幸・レーン夫妻逮捕後にとった大学の対応は一向に明らかとはならない。もっとも、『北海道大学創基八十年史』の記述は、同書刊行当時にはレーン夫妻が在職しており、かつ夫妻が決して「宮澤・レーン冤罪事件」に触れることがなかったことへ配慮した結果と考えることもできる。

宮澤弘幸の氏名と3人の逮捕は冤罪だと記すにいたったのは、ようやく『写真集北大125年』、『北大の125年』においてである。改めて断るまでもなく、これらの記述はもっぱら先述した上田誠吉の仕事に依拠している⁴⁾。

繰り返しになるが、周年記念沿革史編纂に際して「宮澤・レーン冤罪事件」にかかわる格別の史料調査を行っていないことも、残念ながら明らかである。

II 宮澤弘幸の「退学」と「復学」

1. 北海道帝国大学「工学部電気工学科学籍簿」

宮澤弘幸は、1919（大正8）年8月8日に、東京市渋谷区に生まれた。1937年3月に東京府立第六中学校を卒業し、同年4月19日に北海道帝国大学予科工類に入学した。1940年3月に予科を卒業し、同年4月に北海道帝国大学工学部電気工学科に進学した。予科における席次は、1年生時は101人中30番、2年生時は17番、3年生時は25番であった。国語・漢文・英語は得手、数学は苦手であったかの如くである。櫻星会では柔道部に属していた。3年生時の身長・体重・胸囲は、それぞれ161.3cm、69.5kg、94.2cmであった。

宮澤弘幸が北海道帝国大学工学部電気工学科に入学した当時の肖像写真を掲げておこう。北海道大学大学文書館所蔵「池田芳郎旧蔵写真」中の「昭和拾五年度新入生 電気工学科」（肖像写真一覧）に、1940年4月1日に工学部電気工学科に入学した宮澤弘幸の肖像写真がある⁵⁾。「北大工学部に進学した宮沢（1940年）」とキャプションを付した写真（『ある北大生の受難』57頁）では、左襟に「T」の襟章を見出せる。頭髮も長く、工学部入学後数ヶ月を経過していると思われる。これとは別の写真なので本稿に載せることとする。撮影時期は特定することはできないが、工学部入学前後であるのは確かである。



図1 宮澤弘幸
（池田芳郎旧蔵写真No0047）

学籍簿保存上の取り扱い「死亡」に一括してある宮澤弘幸の「工学部電気工学科学籍簿」には、極めて重要な事実が記載されている。

「退学」欄には「昭和17年4月1日」、「(理由)」欄には「家事上ノ都合」とある。宮澤弘幸は1941年12月8日に逮捕され、拘留状態にあった。拘留先から退学届を提出したのである。退学届提出時期を特定することは困難であるが、後に紹介する工学部教授会記録を勘案すれば、起訴された1942年4月9日前後である。退学理由にある「家事上ノ都合」とは、もちろん口実である。宮澤弘幸は、起訴されるに及び長期の服役を覚悟し、学業の達成を断念した。自ら「家事上ノ都合」で退学すれば、復学の可能性は残る、あるいは退学すれば「処分」されずに済むという判断が働いたのかも知れない。宮澤弘幸は一貫して軍機保護法違反嫌疑を否定していたことを想起すれば、いずれ復学するという意志と見ることも許されるだろう。

「備考」欄に、「昭和十六年十二月八日 国家総動員法ニ依ル諜報問題ニテ勾引セラレ後起訴セラル」（鉛筆による）と記載したのは、担当の事務職員である。「起訴セラル」とあるので、記載した日は特定できないが、1942年4月9日以降である。

「国家総動員法ニ依ル諜報問題」とは、国家総動員法第44条に規定する「総動員業務ニ

関スル官庁ノ機密ヲ漏泄又ハ窃用」した場合の罰則適用⁶⁾のことである。後述するように、北大はレーン夫妻逮捕事由を治安当局に問い合わせている。しかし、軍機保護法に違反したと伝えることで既に軍機に触れてしまうことを避けるために、治安当局は北大には「国家総動員法ニ依ル諜報問題」と伝えたのかも知れない。「国家総動員法ニ依ル諜報問題」は、軍機保護法との関連を覆い隠すための、治安当局による「防諜」活動であろう。上田誠吉は、「弁護人でさえも事件の内容を説明することは許されていなかった。だから宮沢夫妻は息子に対する嫌疑の内容を知らなかった。」と述べている⁷⁾。

ちなみに、宮澤弘幸逮捕当時工学部事務官(書記)であった村田豊雄は、「何の為のたい捕状か解らなかつたが、その後の状況、消息通の話などを総合」して、逮捕容疑は「軍機保護法違反」つまり「スパイの嫌疑」であったと、1958年に記している⁸⁾。しかし、「冤罪」という視点はない。また、村田が「軍機保護法違反」と知った時期は、「その後」とだけであって明示的ではない。

宮澤弘幸の電気工学科の親友、小澤保知は大学の配属将校から、宮澤弘幸が大通拘置所に拘留されていると知らされたという⁹⁾。このことは配属将校と宮澤弘幸、特高・憲兵との関係を示唆してもいる。当時の配属将校は箕輪代次陸軍大佐(予備役)である¹⁰⁾。宮澤弘幸は海軍軍事思想普及講習会や陸軍戦車学校合宿訓練に参加しており、その際に配属将校と接点があったとの想像はたやすい。配属将校に情報をもたらしたのは、特高・憲兵であろう。

レーン夫妻逮捕・拘禁・強制送還の理由は、『北大百年史 部局史』『北大百年史 通説』では「スパイの容疑」となっており、「公式」には「国家総動員法ニ依ル諜報問題」、つまり「スパイの容疑」としてのみ伝えられていたと考える他はない。

「昭和20年12月21日復学許可ス」(青インクによる)との記載は、工学部が教授会決定にいたるある段階で、宮澤弘幸の復学を決定したことを示している。

「昭和22.2.22死亡」(赤インクによる)と記載した経緯を確かめる術はない。

学籍簿の裏面は「科目番号及名称」「修学始」「修学終」「合格」欄である。

第2学年(1941年度)に履修したと断定できるのは、5科目である。そのうち応用電気化学、電燈及照明の「修学終」欄には、それぞれ「16.10.20」、「16.10.16」、「合格」欄にはいずれも「70」とある。電気工学実験第二の「修学終」欄には「17.1」、「合格」欄には「70」とある。電気工学実験第二が70点を得て合格したのは、成績が良かったか、1941年12月8日以降の欠席を大目に見たからであろう。電気鉄道、高電圧工学の「修学終」欄は空白で、「合格」欄にはそれぞれ鉛筆で「17.3欠」、「17.2欠」とある。「17.3欠」、「17.2欠」は試験日に欠席したことを意味する。拘留中の宮澤弘幸に出席がかなうはずはなかった。

2. 1942年5月7日北海道帝国大学工学部教授会議事録

1942年5月7日工学部教授会議事録には、「前回以后処理事項報告」の第一に、「電気工学科三年目学生宮沢弘幸ニ対シ四月一日附ヲ以テ退学ヲ許可セリ」とある。先に紹介した

北海道帝国大学工学部「電気工学科学籍簿」の記載に従えば、退学理由は「家事上ノ都合」である。工学部は、宮澤弘幸が逮捕された事実をその日のうちに知っていたはずである。それ以降、この日の教授会までの間に、何をし何をしなかったかを知ることはできない。「前回以後」とある「前回」とは、1942年4月23日開催教授会を指している。「退学届」は4月23日以前に、あるいは以後に提出されたのかを判断する術はない。先述のように起訴されたのは1942年4月9日である。いずれにしても、前年12月8日に工学部の学生が逮捕され、工学部家宅捜索も行われ、レーン夫妻逮捕と同日の事件について、教授会は逮捕・起訴理由を不問に付したまま、退学を許可したとも思えない。レーン夫妻と親交のあった教授もいたのである。しかし、その故にこそ、また「国家総動員法ニ依ル諜報問題」であるとなれば、公の議論を避け黙するしかなかった。

現在、工学部に「退学届」は残っていない¹¹⁾。

3. 北海道帝国大学工学部における宮澤弘幸復学の決定

宮澤弘幸は1945年10月10日に宮城刑務所から釈放された。

周知のように、1945年10月4日、連合国最高司令部は「政治的、公民的及宗教的自由ニ対スル制限除去ノ件」（「GHQ覚書」と略記）を日本政府に対して発した。そして、拘禁・禁錮・保護観察下にある「一切ノ者」を1945年10月10日までに釈放するよう命じていた。宮澤弘幸釈放はこの措置によっている。

上田誠吉は釈放後の宮澤弘幸の衰弱しきった様子を以下のように記している。

……宮沢は十月十日、宮城刑務所を出所した。捕らえられてから三年十カ月。出所予定の知らせを受けて、父雄也と母とくは仙台へ迎えにいった。

弘幸の肉体は、とくが六月に車中でみたとき（とくは我が子が網走から仙台に移監されるのを見ていた——注記は逸見）よりも、さらに一段と衰えをしめしていた。足は骨と皮ばかりで、用意していった靴が痛くてはけなかった。雄也が近所の農家から草履を手にいれてはかせたが、鼻緒が指に痛くてはけない。母とくがとっさに自分の腰巻きから柔らかい布を切りとって、足に草履を結びつけて列車に乗り、静岡県富士根村の社宅に連れかえた。

妹美江子が学校の勤めを終えて帰宅すると、弘幸が座敷に布団を敷いてやすんでいた。美江子は別人のように衰えた兄に話しかけたが、弘幸の口は上顎と下顎がちぐはぐでかみ合わず、弱々しい声は出るが、それが言葉にならず、何を言っているのかが分からない有様であった。

……傷心の日々ではあったが、それでも弘幸の身心は少しずつ回復していった。北大からは復学の意向について打診があったが、弘幸の心は動かなかった。両親は明らかな不快を示した。北大が弘幸の救援を断ったことが、両親の不信となっていた¹²⁾。

ここでは「救援」とあるが、別の箇所では、逮捕理由がわからず「思いあぐねた宮沢の両親は、北大の今裕総長を自宅に訪ねて、大学側から当局に事情を聞いて貰うことを依頼したが、今総長はそれを断った。このことは、その後ながく宮沢夫妻の北大に対する気持ちを傷つけた。」とある¹³⁾。今総長の対応を確認できる史料は見出せない。

酷寒の網走刑務所独房で、氷点下20度にもなる3回の冬と孤独を強いられ、栄養失調と結核とで心身共に打撃を受けた青年は、家族の必死の支えのもとで静かに臥していた。そこへ北海道帝国大学から復学意志確認の案内が届いた。

先述したとおり工学部電気工学科学籍簿には、「昭和20年12月21日復学許可ス」と書き込みがある。記載したのは担当事務職員だが、事務上の判断で学籍簿に「復学許可」と書き加えることはありえない。記載は教授会の「復学許可決定」に基づいていると考えるのが自然である。不可解だが、工学部教授会議事録による限り宮澤弘幸の復学を認めると決定した形跡はない。他方で、治安維持法違反による逮捕・起訴を理由に、1944年6月23日付で「放学」にした2名の学生¹⁴⁾について、1945年10月23日付で「休学中」からの「復学」を認めた¹⁵⁾。うち1名には1945年10月24日付で卒業証書を授与した。

かつて退学を認めた宮澤弘幸に復学を許可するにいたった事情は、おおよそ以下のようなものではなかったか。

- (1) 工学部では、「GHQ 覚書」が発せられたという状況下で、かつて治安問題にかかわって逮捕され、大学が処分に及んだ人々への「適用ノ停止」すなわち処分の取り消しを行った。当事者からの復学申請がなかったにもかかわらず、先述したように1944年「放学」処分学生2名を、1945年10月23日に復学させると決定したのは、まさにそれに該当する¹⁶⁾。
- (2) 工学部では、宮澤弘幸の学籍簿に「昭和十六年十二月八日 国家総動員法ニ依ル諜報問題ニテ逮捕セラレ後起訴セラル」と記すこととなった事情を確かめた。その結果、「GHQ 覚書」によって1945年10月10日には宮城刑務所から釈放されたと知ったのではないか。「GHQ 覚書」が「廃止シ且直ニ其ノ適用ヲ停止スベシ」とした法律には「国家総動員法」も含まれており、「退学届」提出と「退学許可」が尋常の措置ではなかったと判断して、復学させることを決定した。工学部は、おそらく宮澤弘幸は軍機保護法違反で逮捕・起訴、有罪判決を受けて服役していたとは知らなかったであろう。
- (3) しかし、宮澤弘幸の「退学」は大学による処分ではなく、本人からの「退学届」を認めたという形式であったので、まず本人の意向を確認し、その後に教授会に諮って正式に復学を認めることとした¹⁷⁾。
- (4) 工学部は、宮澤弘幸の復学意志の確認を、郵便で行った。
- (5) 工学部は、宮澤弘幸から復学意志確認の応答を得られないまま、何らかの方法で彼が1947年2月22日に死去したことを知り、学籍簿には「22.2.22死亡」と記載した。そして、学籍簿上の取り扱いを「死亡」とした。

工学部の然るべき人物が、宮澤弘幸と両親に直接会い、工学部の復学を認めるとの意向を伝えたとしても、本人と家族に翻意を促すことは不可能であったかも知れない。しかし、その後の工学部におけるこの件に関する記録と伝承のされ方は、現在とは異なっていたはずである。

北大でイタリア語を教わり、幾度かの山行を共にしたイタリア人の親友フォスコ・マライーニは、1946年1月に宮澤弘幸と会っている。宮澤弘幸がフォスコ・マライーニを訪ねて来たのである。しかし、宮澤弘幸だと自ら名乗るまで彼とは分からなかったという。フォスコ・マライーニは、「五十歳台の人のように見えたのだ。彼には歯がなく、黄色の肌をして、そしてむくんでいた。」と宮澤弘幸の風貌を記している。「彼は生きて帰れるとは思われなかった五年間の拘禁生活の飢餓と極寒とひどい仕打ちについて語った。」とも記している¹⁸⁾。1938～1941年まで、北海道帝国大学でアイヌ研究に従事したフォスコ・マライーニは、宮澤弘幸が会いたいと訪ねた唯一の北海道大学関係者であり、逮捕後の状況を本人から聞き、釈放後の宮澤弘幸を知っていた唯一の北海道大学関係者であった。

宮澤弘幸は、家族が出かけた1946年12月末の夜に洗面器一杯も咯血し、1947年2月22日に亡くなった。27歳であった。

Ⅲ レーン夫妻の外国人教師「解約」と再招聘

1. 「傭外国人教師解約ニ関スル件」

宮澤弘幸は「学生主事或は憲兵」（圏点は逸見、以下同様）から、レーン夫妻は「諜報者」（いわゆるスパイ——逸見注）の疑いがあると聞かされていたと「上告趣意」書に述べている¹⁹⁾。対米英戦争開戦に備えて、学生の思想問題対策担当者である学生主事は「非常事態発生の際、検挙取調べを行ふべき」外国人を「分類整備」（「戦時特別措置計画」）²⁰⁾していたか、特高・憲兵と通じていたということである。

しかし、現在北大が所蔵しているレーン夫妻関係文書は、外国人教師としての任用関係文書に限定される。

1941年12月8日にレーン夫妻が自宅で逮捕・連行されたとの報は、ただちに北大にもたらされたはずである。すぐさま逮捕容疑の確認と傭外国人教師身分の取り扱いが検討されたと思われる。その最中に、1941年12月18日付で、米・英国人教師又は講師の授業を中止するよう求める文部大臣官房秘書課長通牒が届いた。通牒全文を掲げる。

米、英国人教師並ニ講師ノ取扱ニ関スル件
 貴校在職中ノ米、英国人教師又ハ講師ノ授業ハ本省ヨリ何分ノ指示アル迄差控ヘセシ
 メラレ度此段通牒ス
 追テ右ノ者ニシテ収容其ノ他身上ニ事故アリタルトキハ速ニ御報告相成度²¹⁾

既にレーン夫妻は逮捕され拘留中であつたから「差控へ」させる必要はなかつた。「身上ニ事故アリタルトキハ速ニ」に報告するよう求められており、北大は文部省に対して、レーン夫妻が逮捕・拘留中である旨を報告した。治安当局へ逮捕・拘留理由を問合せている旨も添えたはずである²²⁾。後に触れるように、1941年12月29日付文書には「レーン夫妻ハ対英米宣戦布告ト同時ニ当地警察署ニ拘引取調中ナル旨過日内報致シ置キ候」と記してある。

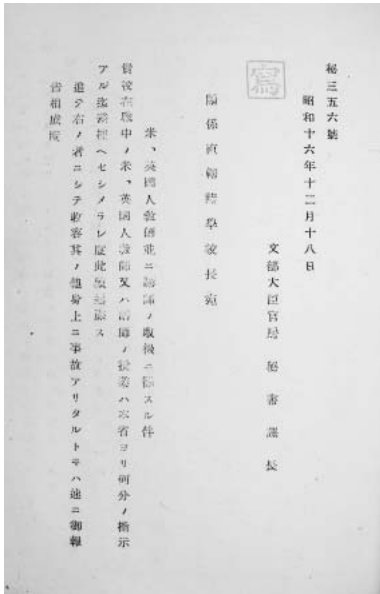


図2 「米、英国人教師並ニ講師ノ取扱ニ関スル件」
(1941年12月18日付文部大臣官房秘書課長通牒)

1941年12月29日、文部省は僱外国人教師・講師中の敵国人について、拘束されているかどうか、妻の国籍・子供の数・生活程度を大至急報告するよう求めた。北大は、ただちに「御照会ノ本学僱外国人教師敵国人（アメリカ人）二人（レーン夫妻）トモ目下拘束中、家庭ノ状況 老父（八三）、女兒二人（一一才、双生児）、生活程度ハ殆ド貯蓄ナキモノ、如シ、他ニ敵国人ナシ」と電報を送った²³⁾。

同日、北大は総長名で「外国人教師ノ身分ニ関スル件」を送付して、レーン夫妻の身分上の取り扱いについて文部省の指示を求めた。

外国人教師ノ身分ニ関スル件

……レーン夫妻ハ対英米宣戦布告ト同時ニ当地警察署ニ拘引取調中ナル旨過日内報致シ置キ候処其後検察当局トモ連絡致シ居リ候へ共未ダ事件ノ内容ハ判明スル迄ニ至ラズ、然ルニ今回更ニ之ニ関連シテ本学卒業生一名拘引セラレタル新事態モ発生シ憂慮ニ堪ヘサルモノ有之候就テハ現在ノ俣右兩名ニ対シ教師ノ身分ヲ存続セシムルモ如何カト思料致サレ候条此際之ガ取扱ニ付何分ノ御指示相仰度右内報差上及御伺候也²⁴⁾

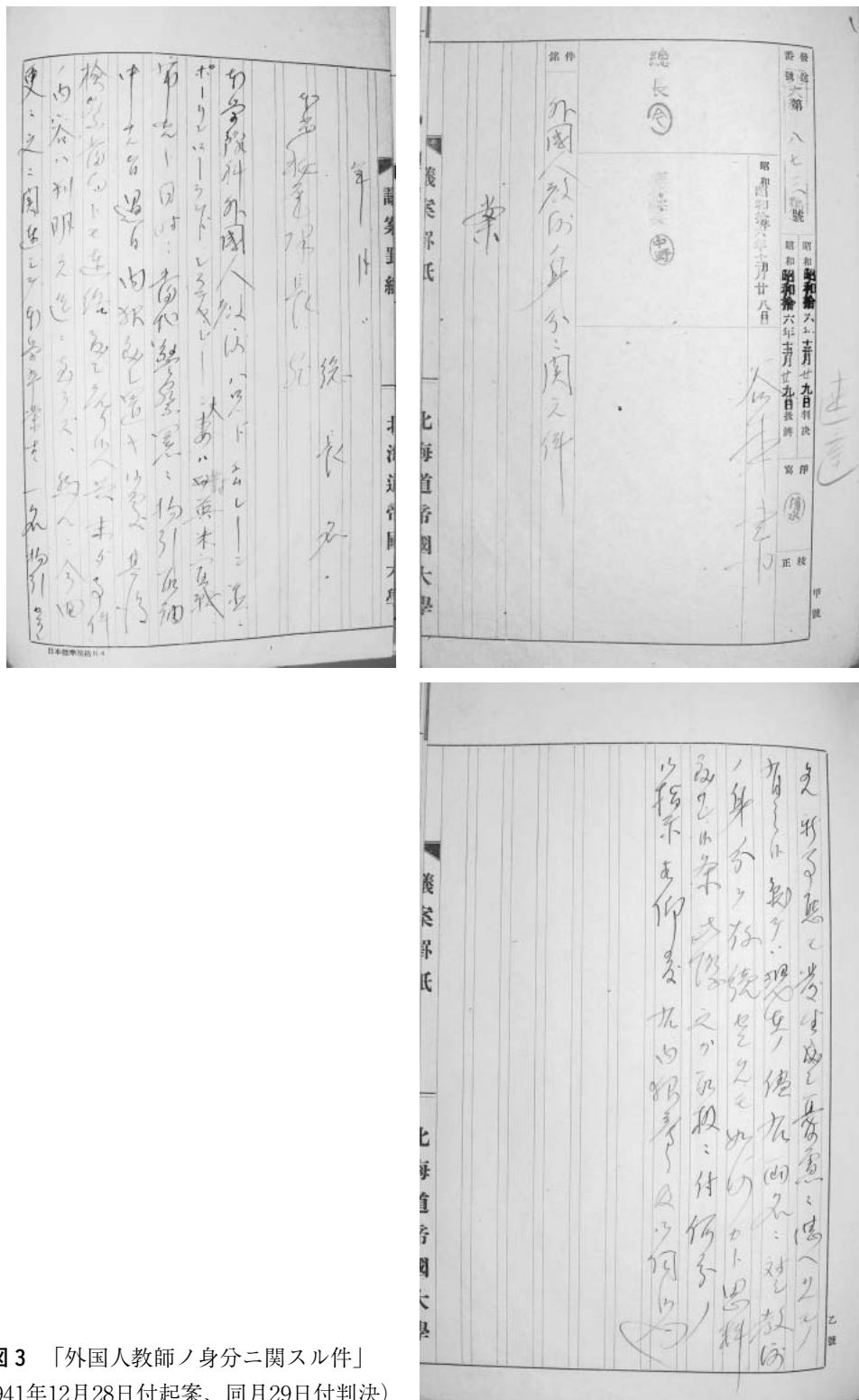


図3 「外国人教師ノ身分ニ関スル件」
 (1941年12月28日付起案、同月29日付判決)

「検察当局トモ連絡致シ居リ候へ共」とあるように、北大は札幌地裁検事部にレーン夫妻の逮捕容疑を問い合わせた。逮捕直後には札幌警察署へも問い合わせたであろう。レーン夫妻と同様に、宮澤弘幸についても問い合わせたと考えるのが自然である。そして、「未ダ事件ノ内容ハ判明スル迄ニ至ラズ」と、宮澤弘幸・レーン夫妻逮捕容疑の情報が治安当局からもたらされることはなかったのである。これが宮澤弘幸とレーン夫妻逮捕に関して、1941年12月29日に北大が知っていた情報のすべてであった。

「本学卒業生一名拘引セラレタル新事態」とは、1941年12月27日に農学部卒業生黒岩喜久雄が逮捕されたことを指す²⁵⁾。

そして、先に言及した「昭和十六年十二月八日 国家総動員法ニ依ル諜報問題ニテ勾引セラレ後起訴セラル」という宮澤弘幸「工学部電気工学科学籍簿」の記載が、北大が承知していた逮捕容疑に関する唯一の情報であった。

翌1942年2月28日付で総長宛に「貴学傭外国人教師又ハ講師ニシテ敵国人タル者ニ対シテハ別記要綱ニ依リ御取扱相成度依命此段通牒ス」との文部大臣官房秘書課長通牒が届いた。以下は「別記要綱」である。

敵国人タル傭外国人教師並ニ外国人講師ニ関スル取扱要綱

一 敵国人タル傭外国人教師ニシテ昭和十七年三月末日限り契約満期トナル者ニ対シテハ傭続ヲナサザルコト

昭和十七年三月末日以後契約満期トナル者ニ対シテハ昭和十七年三月末日限り契約廃棄ノ措置ヲ執ルコト

敵国人タル外国人講師ニ対シテハ第一項ニ準ズルコト

二 前号ノ傭外国人教師又ハ外国人講師ニ対スル俸給ハ昭和十七年三月分迄ハ全額ヲ支給スルコト

第一号第二項ニ依リ契約ノ廃棄ヲ為ス者ニ対シテハ契約書ノ条項ニ依リ学校長側ニ於テ解約ヲナス場合ニ支払フベキ額ニ相当スル金額ヲ手当トシテ支給スルコト但シ契約書ニ依リ其ノ金額ヲ定メ難キ場合ハ本省ト協議スルコト

三 解傭又ハ解嘱後ノ補充ハ講師トシテ本邦人ヲ採用シ差支ナシ

四 本件ニ依ル取扱ヲナシタル場合ハ速ニ本省ヘ報告スルコト

備考

一 本件ハ既ニ契約ノ廃棄又ハ解嘱ヲナシタル者ニ及バズ²⁶⁾

1942年3月31日までに、敵国人である外国人教師・講師との契約を破棄せよとの指示である。この通牒にもとづき、北大はハロルド・レーンと結んでいた「傭人契約」——期間は1941年6月1日～1942年3月31日——を廃棄した。同様にポーリン・レーンとの契約も廃棄した。起案原議には以下のようにある。

傭外国人教師解約ニ関スル件

伺案

本学傭外国人教師ハロルド、エム、レーン夫妻トノ契約ヲ別紙文部省通牒ノ趣旨ニ依リ左案ノ通り解約相成可然哉此段仰稟裁

(一案)

ポーリン、ローランド、システヤ、レーン

昭和十六年四月一日附其ノ方ト取結ビタル契約ハ同契約第六条ニ依リ昭和十七年三月三十一日限り之ヲ解約ス

昭和十六年四月一日附契約ヲ解約致シタルニ付同契約第六条ニ依リ金四百円ヲ支給ス
昭和十七年三月三十一日

北海道帝国大学総長 今 裕

(二案)

ハロルド、エム、レーン

昭和十六年六月一日附其ノ方ト取結ビタル契約ハ同契約第六条ニ依リ昭和十七年三月三十一日限り之ヲ解約ス

昭和十六年四月一日附契約ヲ解約致シタルニ付同契約第六条ニ依リ金八百五十円ヲ支給ス

昭和十七年三月三十一日

北海道帝国大学総長 今 裕

二案

年 月 日

総長名

本省秘書課長宛

傭外国人教師解約ニ関スル件

本年二月二十八日付秘六一号通牒ノ趣旨ニ依リ元本学傭外国人教師左記ノ者ニ対シ別紙契約書第六条ニ依リ各頭書金額ヲ手当トシテ支給ノ上本年三月三十一日限り各本人トノ契約ヲ解除致候条御了知相成度此段及報告候也

記

四〇〇円 米国人 ポーリン、ローランド、システヤ、レーン

八五〇円 〃 ハロルド、エム、レーン

以上²⁷⁾

起案日、決裁日ともに1942年3月14日である。同日、北大は「傭外国人教師解約書」を拘留中のレーン夫妻に届けた。大学の担当者が直接レーン夫妻に手渡すことは不可能であったろう、1942年3月31日付で総長宛に「受領書」を書いたのは、札幌警察署外事部の

警部補である²⁸⁾。

1921年以来予科英語教師として、教官と学生から敬愛を集めていたレーン夫妻を、北大は1942年3月14日には「其ノ方」と「敵国人」として扱うこととなったのである。

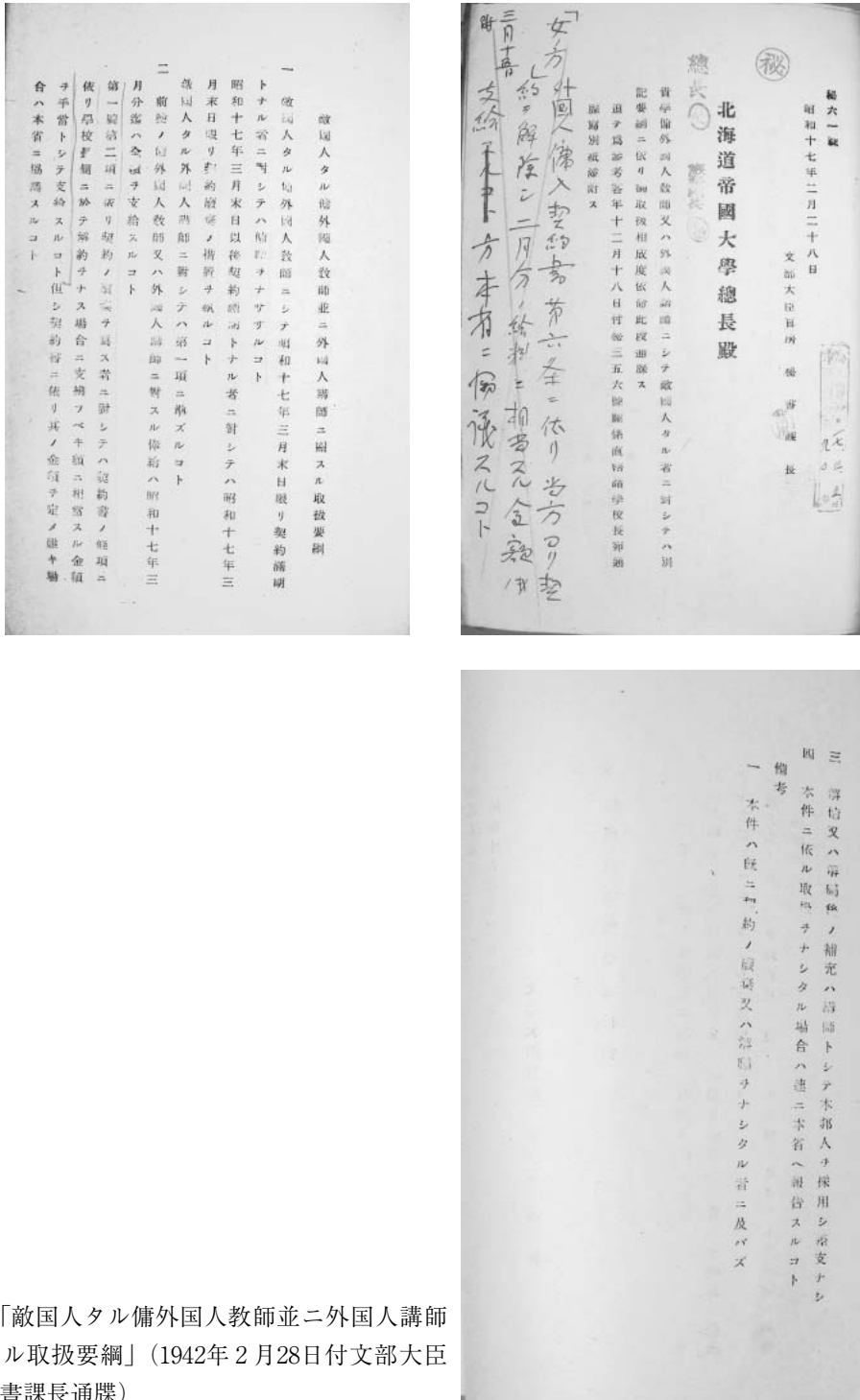


図4 「敵国人タル僱外国人教師並ニ外国人講師ニ関スル取扱要綱」(1942年2月28日付文部大臣官房秘書課長通牒)

1. レーン夫妻再招聘

(1) 中谷宇吉郎とレーン夫妻の邂逅——1949年8月24日——

敗戦後に北海道大学関係者で最も早く直接レーン夫妻と会ったのは、理学部教授中谷宇吉郎である。彼は、1949年7月6日から10月5日までカナダとアメリカ合衆国へ出張し、8月24日から8月29日の間はボストン郊外オーバーンデールのレーン夫妻宅に宿泊した。中谷は次のように記している。

ボストン滞在中一晩泊りで、ワシントン山の観測所を訪れた。そこから帰つてからは、郊外のレーン氏夫妻のところはずつと泊つてみた。レーン氏は日本滞在二十年、北大の予科の英語の先生として、生徒たちには親しまれ、教授たちの間にも親交のあつた人である。戦争になつて夫妻は獄につながれ、やうやくのことで、交換船で帰国したのである。それ以来ボストンの郊外に住んでゐるのであるが、そこへ招かれて心からの歓待を受け、一週間ばかり過ぎてしまつた。そして『雪』（『雪の結晶』——逸見注）の英語版の原稿に、最後の仕上げをした。

この英語版の原稿は、二百数十枚を越してゐる。それをこの一週間の間に、レーン氏は実に克明に見てよく直してくれた。十五年前にはじめて雪の第一論文を書いたとき、札幌でその英語を見てくれたのがレーン氏である。それ以来ずつと戦争開始の年まで、私の雪の論文は、いつもレーン氏の厄介になつてゐたのである。今度ボストンの郊外で、その雪の仕事の最後のしめくりで、またレーン氏の厄介にならうとは、夢にも思つてゐなかつただけに、妙に因縁のやうなものが感ぜられた。

レーン氏夫妻は、日本特に札幌の生活を懐しがつて、日本への強いホームシックを感じてゐるといつてゐた。そして機会があつたらいつでも札幌へ帰りたといふのが、念願だといふ話であつた。獄中のつらい生活のことは、これは天災だから仕方がない、しかし友情の結びつきの方がもつと強い、帰つたら札幌のみなさんによろしくといふのが、毎日の話のあとに必ず出た言葉であつた。

やがてレーン氏夫妻にも別れを告げて、ボストンを立つ日が来た。立ち際にレーン夫人は、目に涙をためながら、「どうぞ帰られたら、札幌の方たちみなさんによろしく」と何遍も繰返してゐた²⁹⁾。

中谷はレーン夫妻が「戦争になつて夫妻は獄につながれ、やうやくのことで、交換船で帰国した」理由を正確には知らなかつたかも知れない。中谷によれば、レーン夫妻も「獄中のつらい生活のことは、これは天災だから仕方がない」と多くを語らなかつた。しかし、中谷は「獄につながれ」た理由と「獄中のつらい生活」を訊ねたのではないか。

「機会があつたらいつでも札幌へ帰りたといふのが、念願だ」というレーン夫妻の強い希望を繰り返し聞いた中谷が、ふたりの意向を北大に伝え、再度の来日が実現するよう尽力すると約束しなかつたはずはない。そして、帰国後にレーン夫妻の意向は、学長には

無論のこと、レーン夫妻と親しかった人々に伝えられた。

上田誠吉は、杉野目晴貞と堀内寿郎はともにレーン夫妻を呼ぶことには熱心であったが、レーン夫妻が「再度の札幌赴任を受けるかどうか」を心配し、「内意が確かめられた」と記している³⁰⁾。中谷宇吉郎がレーン夫妻宅を訪ねた目的に「内意」が含まれていたかどうかは分からないが、「再度の札幌赴任を受けるかどうか」という杉野目らの危惧は、中谷の情報をもたらされた瞬間に払拭された。

(2) レーン夫妻再招聘

1950年2月22日、北海道大学法文学部教授会は、ハロルド・レーンを法文学部教養学科英語講師に採用するための銓衡委員会を設置し、3月8日には採用を決定した³¹⁾。当然、法文学部内で、また学内で再招聘を求める動きがあったことを踏まえた措置であった。法文学部教授会がハロルド・レーン採用を決定したのは、かつてレーン夫妻が勤めていた北海道帝国大学予科は、1949年北海道大学の発足と同時に教養学科となり、予科所属教員の身分は担当授業科目に応じて、それぞれ関連学部属していたという事情による。

法文学部長伊藤吉之助は、1950年3月24日付で学長伊藤誠哉に宛てて、次のような上申書を提出した。

外人教師任用方について上申

左記の者本学部教養学科英語外人教師として採用することに教授会の議を経て決定したから契約方よろしく御取計い相成りたく上申致します。

記

ハロルド・エム・レーン

この上申書に添付してある「人事異動上申書」には、毎週10時間の英語講義を行うとあった³²⁾。

北大は、1950年3月30日に学長名で、契約書・履歴書を添えた文部大臣宛ハロルド・レーン採用許可申請書を起案している³³⁾。学長その他の押印がないので、送付はしなかったかも知れない。文部省からの応答も残されていない。いずれにしても、北大のレーン夫妻再招聘の意志は明確であった。

そして、レーン夫妻の再招聘は、連合国最高司令部の施策として実現をみることとなった。

1950年5月20日、北大は学長名で文部省大学学術局長宛にハロルド・レーンを9月1日から配置するよう「アメリカ人講師希望調書」を送付した³⁴⁾。これは、連合国最高司令部が、アメリカ合衆国で日本の国立大学に派遣する教員（給料・住宅などは大学負担）募集に際して、北大の希望と受入体制整備を問い合わせてきたことに対する回答である³⁵⁾。

1950年8月17日に、文部省は「アメリカ人教師の招へいについて」を通牒し、上申書（英文を連合軍司令部民間情報教育局、和文を文部大臣へ）を9月1日までに提出するよう求めた。北大は9月30日にハロルド・レーンを希望する旨正式に上申書を提出した³⁶⁾。提出期限に大幅に遅れた事情は不明である。その後、文部省との間で、住宅改修計画と予算申請、ハロルド・レーンのアメリカ合衆国住所の確認などのやり取りが年末まで続いた。

1951年1月10日、島善鄰学長は、ハロルド・レーンに宛てて書簡を發し、文部省に個人を特定して招聘を申請中であるから、自身でも関係方面へ働きかけるよう要請した。以下はその全文である。

御帰国後は絶えて御無沙汰致しましたが御元気の御様子御喜び申します。
 扱て昨年本大学の中谷宇吉郎教授が渡米の際再び日本へ御出の御希望を御洩しの由聞いて居りましたが其の後文部省から米国軍政部の取計いで、米国人教師を御招き出来るからとの事で希望問合せがありました時に本大学としては是非貴殿を御迎へし度いと考へ官舎の設備計画も附して申請致しました。処が此の米国人教師は日本の希望数に対して米国での希望者を決定して配置するものであるから特定の人を名差してはむづかしいであらうとの事でしたが本大学の事情を説明しましたために特に出来るだけ便宜を計って貰える様子です。但しそれに就いては是非貴殿からも貴国の関係方面え運動をされて日本え御出下さる候補者の内に入れて貰ふ様になさることが必要なのですから其の事を御承知になって何卒御取計いを御願ひ致します。尚又貴国関係方面から貴殿に対し問合せがあるかも知れませんが其の折は希望の旨を御回答願ひます。
 此の事に就いては本大学の佐野教授からも御伝へしてあるかとも思ひますがあらためて私から御願ひする次第です³⁷⁾。

文中の「中谷宇吉郎教授が渡米の際再び日本へ御出の御希望を御洩しの由」とは、先述した中谷宇吉郎のレーン夫妻宅滞在時の事を指している。「米国軍政部」は「連合軍最高司令部」であろう。説明したという「本大学の事情」に、1941年12月8日の件が含まれていた可能性はあるだろう。

レーン夫妻の娘婿アール・マイナーによれば、1950年のクリスマスに会ったおり、夫妻は「北海道大学からもとの職場に戻るようになってきたというので、何も手につかない有様だった」という³⁸⁾。「北海道大学からもとの職場に戻るようになってきた」ことを、直接示す史料は任用関係文書中には見当たらなかった。「本大学の佐野教授からも御伝へしてあるかとも思ひます」とあるのが、これに相当するのかも知れない。文中の「佐野教授」は佐野新三郎工学部教授である。佐野夫人はドイツ人であり、ドイツ人教師ヘルマン・ヘッカー夫妻を通じてレーン夫妻とも親しかったのである。

上記書簡と入れ違いにハロルド・レーンから島善鄰学長へ、1951年1月17日付書簡が届

いた。以下は英文書簡に添付してある訳文である。

昭和廿六年一月十七日

島学長殿

昨日私は国際教育機関 (I.I.E) (Institute of International Education —— 逸見注) から来た私を本年四月一日より明後年三月三十一日迄二ヶ年間北大教師に任命すると云ふ契約書に署名致しました。

我々は旅券の交付を申請し日本に行く許可を米軍に願ひ出ました。我々は万事が滑らかに取運ばれ次の学年の開始に間に合ふ様に札幌に到着することを心から希望して居ります。

私共に対して特に札幌に来る様に北大で再三 I.I.E に対し御懇請下さいまして我々は深く ― 光栄と感じ深甚なる感激の情に堪へません。

私は I.I.E に対し家内同伴でなければ行くことを希望しないと申出でましたのですから我々は家内と共に行く準備をして居ります 我々はこの準備が出来ること、信じて居ります。

私は親しい友達や同僚と一緒に多年に亘り楽しく暮した北大で再び御交際出来ることを実際幸福に思ひます。そして私は北大とスキヤップの御期待に副ふ様に努力する覚悟であります。

I.I.E から私の教授するものは「英語と米文学」であると聞いて居りますが若しも御差支ありませんでしたら御知らせ下さいませんでせうか 若し違つて居りますと北大が私に教授を希望して居る事柄が私の現在の力では無理であるといけないと思ひますから。

御一報下されば本の選択或は他の資料の蒐集に非常に役立ち私も持参出来ますし又私の教授計画や思考の上に役立つと思ひます。

何卒宮部博士と伊藤誠哉博士に宜しく御伝言下さい そして私共に対する貴下の御親切と御懇情に対し深く感謝の意を表します。

どうぞ宜しく御願ひ致します。

敬具

ハロルド・エム・レーン³⁹⁾

ハロルド・レーンの喜びが伝わってくる書簡である。また、米国内では派遣契約は、1951年1月16日に成立していたことが判明する。

1951年2月1日には、「一応来任が決定」した旨文部省から通知があった⁴⁰⁾。3月15日には、文部省大学学術局長名で、レーン夫妻が3月25日に「横浜着く予定 前日係官を(至急)来省させて下さい」と電報で連絡があったが、実際には1日遅れて3月26日に到着した⁴¹⁾。3月30日には、「北大時代から親交のあつた」中谷宇吉郎宅(東京)で、「私たちは

まず第一に宮部先生にお会いできるのを楽しみにしていましたが、訃報を聞いてがっかりしてしまいました。札幌にいたとき父親のようにしてくれましたので一日でもお会いしたかったと心残りで一ぱいです。」と宮部金吾の死に哀悼の意を表し、「勤勉な日本のみなさんの努力の賜物でしょう。」と敗戦後の復興を讃えた。そのうえで、「また懐しい北大の教壇に立つことになり本当に嬉しいです。早く札幌に赴任したい」と語った⁴²⁾。ハロルド・レーンは先に紹介した1951年1月17日付書簡でも、島善鄰学長に「何卒宮部博士と伊藤誠哉博士に宜しく御伝言下さい」と記していたが、宮部金吾はレーン夫妻が到着する10日前の3月16日に死去していたのである。

レーン夫妻は、1951年4月17日ようやく札幌に到着した⁴³⁾。『北海道新聞』はその模様を次のように報じた。

駅頭には島北大学長、北星学園長エバンス女史をはじめ数十名の旧友が出迎え、列車から降りたレーン氏夫妻と喜びの涙をたたえながらあいさつを交したが、憂えられていた北大細胞（日本共産党の基礎組織——逸見注）の決議文などの騒ぎはなく、無事山形屋ホテルに旅の疲れを休め、札幌での初印象をつぎのとおり語った。

アメリカに比べて資源が少いながら、再建のため勇敢に闘っている日本人の力強さに感心した。札幌の皆さんも昔と変わらず友情にみちている。北大の学生たちにクラーク博士の教訓を守りベストをつくすよう伝えてほしい。

なおレーン氏は二、三日中に教養科で英語の講義をはじめることになつている⁴⁴⁾。

『北海道大学新聞』も、ハロルド・レーンが「ボーイズ・ビー・アンビシャスのクラーク博士の教訓を守り、北大学生諸君に最善の努力を望みたい、私もベストを尽して教えるつもりです。」と語ったと報じた⁴⁵⁾。

一方、北大内にはレーン夫妻の再招聘に批判的な意見があった。1951年2月28日に開催した第7回北海道大学学生自治会中央委員会決議には、「レーン教授（米人教師）北大赴任については、レーン氏を呼ぶくらいなら予算を日本人教師増員学部充実に使うべきである。民族的差別待遇反対。などの諸点から反対。」との項目があった⁴⁶⁾。4月4日には、前記中央委員会はハロルド・レーンと文部省に公開質問状を出すことに決した。4月14日には、北海道大学教職員組合の応用電気研究所（現電子科学研究所）、工学部、理学部などの各班が学長宛に公開質問状提出を決定した⁴⁷⁾。質問状の骨子は、ハロルド・レーンの俸給・賠償責・権限・招請決定機関の問題であった⁴⁸⁾。

学生自治会の動勢に対して、島善鄰学長は「告」を發して学生に自重を求めた。「告」には次のようにあった。

レーン氏来学に関し一部学生間に何等根拠のなき架空の憶説、または虚構の記事を記

載したビラを撒布している者もあるが、氏招請の理由は、英語教授（特に英会話）及び英語論文校閲の担当者の必要を痛感したからで、その趣旨のもとに法文学部教授会の議を経て採り上げたものである。氏の身分は単に外国教師であつて、大学運営には絶対に関与するものではない、諸君は良識ある学徒としての品位と礼譲をもつて迎えられんことを希望してやまない⁴⁹⁾。

ハロルド・レーンの復帰を報じた1951年3月6日付『北海道大学新聞』は、「同氏は戦時中軍のために軟禁され終戦とともに帰国していたが、昨年来、学内の諸方面からその復帰の希望が出され、さらに昨年春理理学部の中谷教授が渡米の際レーン氏を訪れ、同氏も復帰を熱望していることを知り、文学部教授会においてレーン氏の招請を内定し、運動を進めていたところ今回の文部省の米人講師招へい計画によつてこの希望も急速に実現されることとなつたもの。」と述べている。圏点を付した箇所は無知と一知半解な取材にもとづく誤りである。特に「軟禁され終戦とともに帰国していた」と述べているのには、目を覆うしかない。

いずれにしても、レーン夫妻の再招聘に際して、「冤罪」はおろか宮澤弘幸と合わせて語られたことはなかった。「宮澤・レーン冤罪事件」は知られていなかったのである。

結びに替えて—— 若干の考察 ——

本稿の到達を若干の考察を加えながら整理しよう。

1. 管見の限り、北大所蔵文書に「宮澤弘幸・レーン夫妻軍機保護法違反冤罪事件」の「事件」そのものに関する史料を見出せなかった。北大が所蔵している文部省との往復文書は、北海道帝国大学設置以降は人事関係に限定されているかの如くである。予科については学籍簿以外には、工学部については学籍簿と教授会議事録以外には見当たらない。
2. 北大は、宮澤弘幸とレーン夫妻逮捕直後に治安当局に対して、逮捕事由の説明を求めていた。文部省へは「事件ノ内容ハ判明スル迄ニ至ラズ」と報告していた。しかし、大学が「諜報者」を捜索していた学生主事の動静を、全く知らなかったとは考えにくい。しかし、学生主事にかかわる学生部文書は皆無である。
3. 北大には、宮澤弘幸の「工学部電気工学科学籍簿」に記載されていた、「国家総動員法ニ依ル諜報問題ニテ勾引セラレ後起訴セラル」という以外の情報はもたされていなかった。治安当局が逮捕事由を秘匿したために、2001年まで北大では宮澤弘幸とレーン夫妻逮捕容疑が軍機保護法違反とは把握していなかった。周年記念史において、レーン夫妻が「スパイ事件」で逮捕・強制送還されたという意味の記載があるのみで、宮澤弘幸への言及はまったくなかった。仮に国家総動員法違反であったとしても、3人の逮捕と有罪判決は「冤罪」だという歴史認識は、北大内のいかなる組織・集団においても稀薄であったと言わざるをえない。本稿冒頭に記したように、「宮澤・レーン夫妻冤罪事

件」究明の功績は、ひとり上田誠吉に属する。

4. 1942年5月7日工学部教授会は、1942年4月9日前後に宮澤弘幸が提出した「退学届」を承認した。宮澤弘幸の退学は処分の結果ではない⁵⁰⁾。
5. 北大は、文部省の指示にもとづき1942年3月31日にレーン夫妻との雇傭契約を廃棄した。
6. 北大工学部は、宮澤弘幸が1945年10月10日に釈放されたことを知り、1945年12月21日の教授会で復学の意志を確かめたうえで復学させると決定した。宮澤弘幸が何の応答も示さなかった理由を、上田誠吉は、逮捕容疑の究明・救援依頼を今裕学長が断ったことに宮澤弘幸の両親がこだわったと述べている。この説明は的を射ているだろう。しかし、それだけではあるまい。宮澤弘幸の友人たちが証言しているように、彼は積極的で行動的な「国家主義者」であった。宮澤弘幸を宮城刑務所から解き放った占領軍は「極端な国家主義者」の排除も掲げていた。強いられた4年近い拘禁の所以を振り返り、敗戦を経て占領のさなかに未来を見通すには、複雑な思想の整理と葛藤を要したはずである⁵¹⁾。重篤な結核の身で、折り重なった絶望と闘うには時間が不足であった。
7. レーン夫妻再来日の意向は、中谷宇吉郎が1949年8月24日にレーン夫妻宅を訪問した際に直接聞いた。それ以前に、北大においてレーン夫妻再招聘の動き——そこにはレーン夫妻の逮捕・拘禁・強制送還に無力に黙さざるを得なかったという「記憶」が作用していたはずである——があったが、中谷がもたらした情報は再招聘の運動を一気に加速した。北大におけるレーン夫妻再招聘の明確な表明は、1950年3月8日の法文学部教授会におけるハロルド・レーンを教養学科英語講師として採用するという決定である。
レーン夫妻の再招聘は、連合国最高司令部が、アメリカ人教師を日本の国立大学に派遣する施策の一環として実現した。連合国最高司令部にとっては、他の34国立大学へ派遣するのと差違ある施策ではなかったが、北大にとってはあくまでも再招聘であった。
8. レーン夫妻は逮捕・拘禁・強制送還について語らなかったとされている。上田誠吉は「レーンさんは日本に戻ってからも、戦時中にどんな目にあっただかについては、なにも語らなかった。話したがらないからこっちもきかない。穏やかな、慎み深い人だった」という朝比奈英三の言葉も引いている⁵²⁾。

再招聘後は「戦時中にどんな目にあっただかについては、なにも語らなかった」としても、中谷宇吉郎は1949年のこととして「獄中のつらい生活のことは、これは天災だから仕方がない」と聞いている。レーン夫妻は来日してすぐに宮澤家を訪問した。宮澤弘幸の死に至るまでの消息を知っていたということである。母親は宮澤弘幸の逮捕・拘禁と死はハロルド・レーンがあらぬことを話した故と怒り、弔意の表明を拒否した。彼は一言も弁明することなく、ただ頭をたれるのみであったという⁵³⁾。

ほぼ8年ぶりに北大に再赴任したレーン夫妻に、学生自治会は単なる学術交流ではないと公開質問状の提出を決議した。占領軍のまわし者といわんばかりの勢いであった。北海道大学新聞会は「戦時中軍のために軟禁され終戦とともに帰国していた」としか書かなかっ

たことは既に指摘した。

再招聘を積極的に推進した大学も、1942年3月31日にレーン夫妻雇傭契約を「解約」したことには触れなかった。

レーン夫妻は、「冤罪」という視点をまったく持ち合わせていないばかりか、逮捕後の経緯も訊かず、宮澤弘幸のことを話そうとしないけれど、ふたりを必要としてくれる親切な人々の間で過ごす道を選んだ。しかし、レーン夫妻もまた、宮澤弘幸と同じように、折り重なった絶望のなかにあった。宮澤弘幸にはフォスコ・マライーニがいたが、病魔と闘う時間がなかった。レーン夫妻は北大の内外で尊敬を集め、再招聘の期待に応えることができたが、「獄中のつらい生活」を「天災」としてではなく、そのものとして語り合う相手はいなかった。宮澤弘幸だけが語り合える相手であったが、宮澤弘幸は亡くなっていたからである⁵⁴⁾。

〔注〕

- 1) 一般には「レーン・宮澤事件」と呼称されているが、特高は宮澤弘幸を逮捕してからレーン夫妻を逮捕したこと、特高・検察が主張した軍機保護法違反は冤罪であることを踏まえて、本稿では「宮澤弘幸・レーン夫妻軍機保護法違反冤罪事件」と呼称する。
- 2) 北海道大学所蔵史料調査の不備は、「宮澤・レーン冤罪事件」にとどまらない。『北大百年史』の特徴は、「北大百年史の諸問題」に関する第一級の論考と精緻な札幌農学校史料集を編んだことである。次なる課題は、言うまでもなく帝国大学昇格以降の史料調査であった。この課題は『北大百二十五年史』編纂時には刊行までの時間的余裕がなく、一步も前進しなかったが、現在は北海道大学大学文書館の重要なミッションである。
- 3) 北海道大学総合博物館では、2007年(2月22日～4月30日)に「悲劇の北大生 宮澤弘幸の『青春を綴じたアルバム』展」を開催し、宮澤弘幸が残した3冊のアルバム(複写)を展示した。
- 4) 『北大の125年』当該箇所執筆者は白木沢旭兎。
- 5) 写真旧蔵者は、北海道帝国大学工学部教授池田芳郎である。御遺族から2009年4月30日、北海道大学大学文書館に寄贈された。受贈写真の説明と受贈経緯等は『北大時報』第662号(2009年5月、39頁)を参照されたい。
- 6) 国家総動員法第44条全文は以下のとおり。
第四十四条 総動員業務ニ従事シタル者其ノ業務遂行ニ関シ知得シタル当該官庁指定ノ総動員業務ニ関スル官庁ノ機密ヲ漏泄又ハ窃用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千元以下ノ罰金ニ処ス
2 公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者職務上知得シタル当該官庁指定ノ総動員業務ニ関スル官庁ノ機密ヲ漏泄又ハ窃用シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ処ス
- 7) 上田誠吉『ある北大生の受難』125頁。
- 8) 村田豊雄は、「当日(1941年12月8日——逸見注)の事務室は、異様な雰囲気を持つた見知らぬ人々のちん入に驚ろかされた。それは、電気科M君のたい捕状を携えた私服憲兵の一团であつた。……その時M君は学部にいながつたらしい。多分その日の午後、M君は蒼白な顔をして学部に現われ、又去つて行つたが、その下宿でたい捕されたという事を聞いた。」と回想している。(「白堊館の人たち」『北工会誌』第21号、1958年3月1日、39頁)。「M君」は宮澤弘幸に他ならない。

上田誠吉以前に宮澤弘幸・レーン逮捕について、「軍機保護法違反」だと言及した稀な例である。村田豊雄は記憶だけで書いている。ただし、宮澤弘幸逮捕時間と場所は上田誠吉の著作とは異なっ

- いる。そして、これこそ肝心な問題である「冤罪」という視点がないことが決定的な差である。
- 9) 前掲『ある北大生の受難』125頁。
 - 10) 『北海道帝国大学一覧 昭和十六年』193頁。
 - 11) 管見の限り、学籍簿以外に学生に関する記録は保管されていない。廃棄されてしまったのであろう。
 - 12) 前掲『ある北大生の受難』177～179頁。
 - 13) 『同上』125～126頁。
 - 14) 「1944年7月5日北海道帝国大学工学部教授会議事録」、北海道大学所蔵。3年生と1年生各1名が「放学処分」となっている。
 - 15) 「1945年11月5日北海道帝国大学工学部教授会議事録」、北海道大学所蔵。「思想事件ニテ休学中ナリシ」と記してある。工学部教授会は「放学処分」に付した学生を「休学中」とみなしたうえで復学を決定したのである。処分当時3年生であった学生に卒業証書を授与したのは、1944年度になされた半年繰上げ卒業の要件を満たしていたからである。
 - 16) 1945年10月5日以降、連合国軍米軍部隊が低温科学研究所を接收していたことも、ある種の圧力となっていたはずである。同研究所の接收は1946年11月3日まで継続した（『北大百年史 部局史』1156～1158頁）。
 - 17) 村田豊雄は「終戦になつて、本人の希望によりM君（宮澤弘幸——注記は逸見）の復学が認められる、という議が起つたが、同君からは音信がなかつたようである。」と述べている（前掲村田豊雄「白聖館の人たち」39頁）。
 - 18) 上田誠吉『人間の絆を求めて』28～29頁。宮澤弘幸とフォスコ・マライーニとの交友、イタリア降伏後に「敵性外国人」とし「抑留」されていたときの状況は、それぞれ前掲『ある北大生の受難』（45～51頁）、『人間の絆を求めて』（36～66頁）に詳しい記述がある。
 - 19) 前掲『ある北大生の受難』109頁。
 - 20) 『同上』112頁。このような学生主事の判断が、学長にまで届いていたか否かを判断できる史料は見当たらない。
 - 21) 1942年3月14日付起案原議「僱外国人解約ニ関スル件」添付資料（「自昭和十六年四月 至同二十五年十二月 外国人機密文書綴（一）」、以下「外国人機密文書（一）」と略記）、北海道大学所蔵。1942年2月28日付文部大臣官房秘書課長通牒添付資料である。
 - 22) 管見の限り、北海道大学には報告書起案原議は残っていない。
 - 23) 1941年12月29日付北海道帝国大学総長宛文部省大臣官房秘書課長「電報」、1941年12月29日付文部省大臣官房秘書課長宛北海道帝国大学総長「電報電文」起案原議、いずれも前掲「外国人機密文書（一）」。
 - 24) 1941年12月29日付文部省大臣官房秘書課長宛北海道帝国大学総長「外国人教師ノ身分ニ関スル件」起案原議、前掲「外国人機密文書（一）」。
 - 25) 黒岩喜久雄逮捕とその後の経緯は、前掲『人間の絆を求めて』（102～113頁）を参照されたい。
 - 26) 前掲1942年3月14日付起案原議「僱外国人解約ニ関スル件」添付資料。
 - 27) 前掲1942年3月14日付起案原議「僱外国人解約ニ関スル件」。
 - 28) 前掲1942年3月14日付起案原議「僱外国人解約ニ関スル件」添付資料。
 - 29) 中谷宇吉郎『花水木』文藝春秋新社、1950年、190～192頁。なお、日程は332～333頁によった。
 - 30) 前掲『ある北大生の受難』186頁。
 - 31) 1950年2月22日及び3月8日「北海道大学法文学部教授会議事録」、北海道大学所蔵。
 - 32) 前掲「外国人機密文書（一）」。
 - 33) 1950年3月30日付起案原議「外国人教員雇傭について」、前掲「外国人機密文書（一）」。
 - 34) 1950年5月9日付起案原議「アメリカ人講師希望調書について」、前掲「外国人機密文書（一）」。
 - 35) 「(草案) 文部省より各国立大学宛調書」、前掲「外国人機密文書（一）」。

- 36) 同上。
- 37) 1951年1月10日付「外国人教師招聘について」、「昭和二十六年一月より 同二十八年四月まで 外国人機密文書綴(二)」北海道大学所蔵。以下「外国人機密文書(二)」と略記。句読点は原文のままである。英語に翻訳して航空便で郵送した。英文控は残っていない。
- 38) 前掲『ある北大生の受難』187頁。
- 39) 前掲「外国人機密文書(二)」。
- 40) 北海道大学事務局長宛文部省大学学術局庶務課長名通知、前掲「外国人機密文書(二)」。
- 41) 前掲「外国人機密文書(二)」。
- 42) 1951年3月31日付『北海道新聞』。
- 43) 「着任届」、前掲「外国人機密文書(二)」。
- 44) 1951年4月18日付『北海道新聞』(夕刊)。1951年4月1日には、教養学科は一般教養科(1950年4月12日改称)を経て、一般教養部となっていた。
- 45) 1951年4月20日付『北海道大学新聞』。
- 46) 1951年3月6日付『北海道大学新聞』。
- 47) 1951年4月26日付『北大職組新聞』北海道大学教職員組合。
- 48) 1951年4月20日付『北海道大学新聞』。
- 49) 同上。
- 50) 宮澤弘幸が退学届を提出していなければ、工学部は有罪確定後には宮澤弘幸を退学処分としただろう。
- 51) 歴史家田中彰は、1945年8月15日に陸軍士官学校に在籍していた自身のその後の「思想の葛藤」を、苦悶しながら述べている(田中彰『顧みて、いま』北海道大学図書刊行会、1999、3～21頁)。
- 52) 前掲『ある北大生の受難』188頁。「天災」だと話していた一方で、ハロルド・レーンは、娘婿には「アメリカで間諜(スパイ——逸見注)として監禁された日本人と交換するために間諜の罪名を被せられていた……」と話していたという(前掲『ある北大生の受難』173頁)。彼は、米国政府が拘留した日本人との交換要員として、軍事機密収集を口実に拘留され、軍事機密収集役に宮澤弘幸を配して「事件」を捏造したと考えていた。レーン夫妻帰国問題との関連で日本への送還が問題となっていた在米日本人は、松平一郎(横浜正金サンフランシスコ支店長)であった。松平一郎の妹は秩父宮妃で、父親は宮内大臣松平恒雄であった。レーン夫妻強制送還の対極に皇族と宮内大臣と閥閥で繋がっている人物がいたとは興味深い事実である。詳しくは、鶴見俊輔・加藤典洋・黒川創『日米交換船』(新潮社、2006、306～313・351～354頁)を参照されたい。
- 53) 前掲『ある北大生の受難』187～188頁。
- 54) 筆者は1962年に北海道大学に入学し、ハロルド・レーンの「英会話」の授業を受けた。テキストを用いることなく、学生が思い思いに英語で質問をするという形で授業は進行した。我々の「でき」は目を覆うばかりであった。筆者はFlying Dutchmanの説明を求めたことを羞しく思い出す。忍耐強い応対と柔和な笑顔が印象的であった。筆者も『ある北大生の受難』が刊行された1987年まで、「宮澤・レーン夫妻軍機保護法違反冤罪事件」を知らずにいた。

〈謝辞〉

北海道大所蔵史料調査に際しては、事務局総務部人事課・学務部教務課、工学部総務課・教務課、法学部庶務担当、文学部庶務担当の職員、教職員組合ならびに三上隆工学研究科長、望月恒子文学研究科長に御世話になった。

これらを記して謝辞に代える。

(へんみ まさあき／北海道大学大学文書館長)